



専守防衛 と 憲法

志田陽子

武蔵野美術大学(憲法・言論法)

集団的自衛権と敵基地攻撃能力

- 法的にはそれぞれ別問題だが、組み合わせると憲法からの逸脱が明確に。
- 2015年制定・改正、2016年3月施行の新安全保障制度は、日本が攻撃を受けていなくても日本と密接な関係にある国のために武力行使や軍事的後方支援ができる「集団的自衛権」の行使を可能にし、また、国際平和貢献のための自衛隊海外派遣の場面を実質的な戦闘場面へと広げた。
- 敵基地攻撃能力とは、敵の基地などのミサイル発射拠点・発射装置を攻撃する能力のこと。飛翔しているミサイルを迎撃するのではなく、敵基地に打撃を与えてミサイル発射を阻止することを狙った軍事システム。

提出された法案がほぼそのまま可決、審議中に（防衛大臣が把握できていない）先々の日程まで決まっていたことも判明

平和安全法制整備法案（10本の法（改正）案）	①個別的自衛 （日本有事）	武力攻撃発生事態	防衛出動と武力行使
		武力攻撃切迫事態	防衛出動
		武力攻撃予測事態	出動待機
	②集団的自衛 （日本と密接な関係にある他国と共通の有事）	存立危機事態	防衛出動と武力行使
		重要影響事態	後方支援
	③有事とは言えない「グレーゾーン」事態に関する対処：政府法案でルール化されず、電話による閣議決定で自衛隊の行動を認める方針。		
国際平和支援法案（新法案）	④国際社会の平和のための貢献	国際平和共同対処事態	治安維持活動等の任務拡大と武器使用の容認 後方支援、武器使用の容認

憲法の組み立てから見る

最終的な事態
自国民の避難先の
確保

敵基地攻撃

自衛隊の多様な
活動と装備

集団的自衛

個別的自衛

外交交渉による解決
災害救助など非軍事的な支援
経済制裁や非難声明
人間の安全保障型の施策
個人・私企業の活動

解釈
で対応

制度化する
なら憲法改正
が必要

憲法改正の限界を
超える理由・活動実態

例外的に許容される応急措置

完全に
憲法外
国際法上も
違法

軍事力に頼らない

軍事力に頼る⇒原則違憲

建物にたとえると

最終的な事態
自国民への施策

敵基地攻撃

自衛隊の多様な
活動と装備

集団的自衛

個別的自衛

外交交渉による解決
災害救助など非軍事的な支援
経済制裁や非難声明
人間の安全保障型の施策
個人・私企業の活動

生命・自由・幸福追求権で
支えられるか？

完全に
憲法外
国際法上も
違法

解釈で対応

軍事力に頼らない

土台はない

日本国憲法 9条

- 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、
- 国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、
- 国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2項
- 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。
- 国の交戦権は、これを認めない。

国際社会の中で揺れ続けた 憲法9条と平和的生存権

- 日本国憲法はこの数百年の平和秩序構築の流れに合流しつつ、独自の選択を加えたもの。
- 「独自の選択」とは：「ポツダム宣言」受諾、幣原・マッカーサー合意、憲法改正小委員会での9条文言の推敲と合意から確認できる内容
- その後、9条の文言の意味が、当時の合意を離れて「解釈のブレ」を生む
(芦田解釈、吉田茂答弁、憲法研究者の解釈、次第に動いてきた政府解釈)

代表的論点は…

A 日本は自衛戦争をも放棄したのか（憲法学説のスタンダードな理解）

B 侵略戦争のみを放棄したのか（ミニマムな理解）

（芦田解釈でBをとるなら）そもそも「紛争」とは？

C 9条 1項・2項で自衛を含むすべての戦争を放棄し、攻撃を受けたときの事実的な応急措置としての実力行使はOpen Question。それをどこまでやってよいかは国民のコンセンサスが必要（近年の有力説）

D 自衛隊（各種の装備）は「戦力」か、戦力ではない「実力」か

（この議論は、「AかBか」の議論の中では実益がない詭弁に見える。が、Cをとったときには、戦争に踏み込まない応急措置として許容できること・できないことは何か、という熟議論点として意味を持つ）

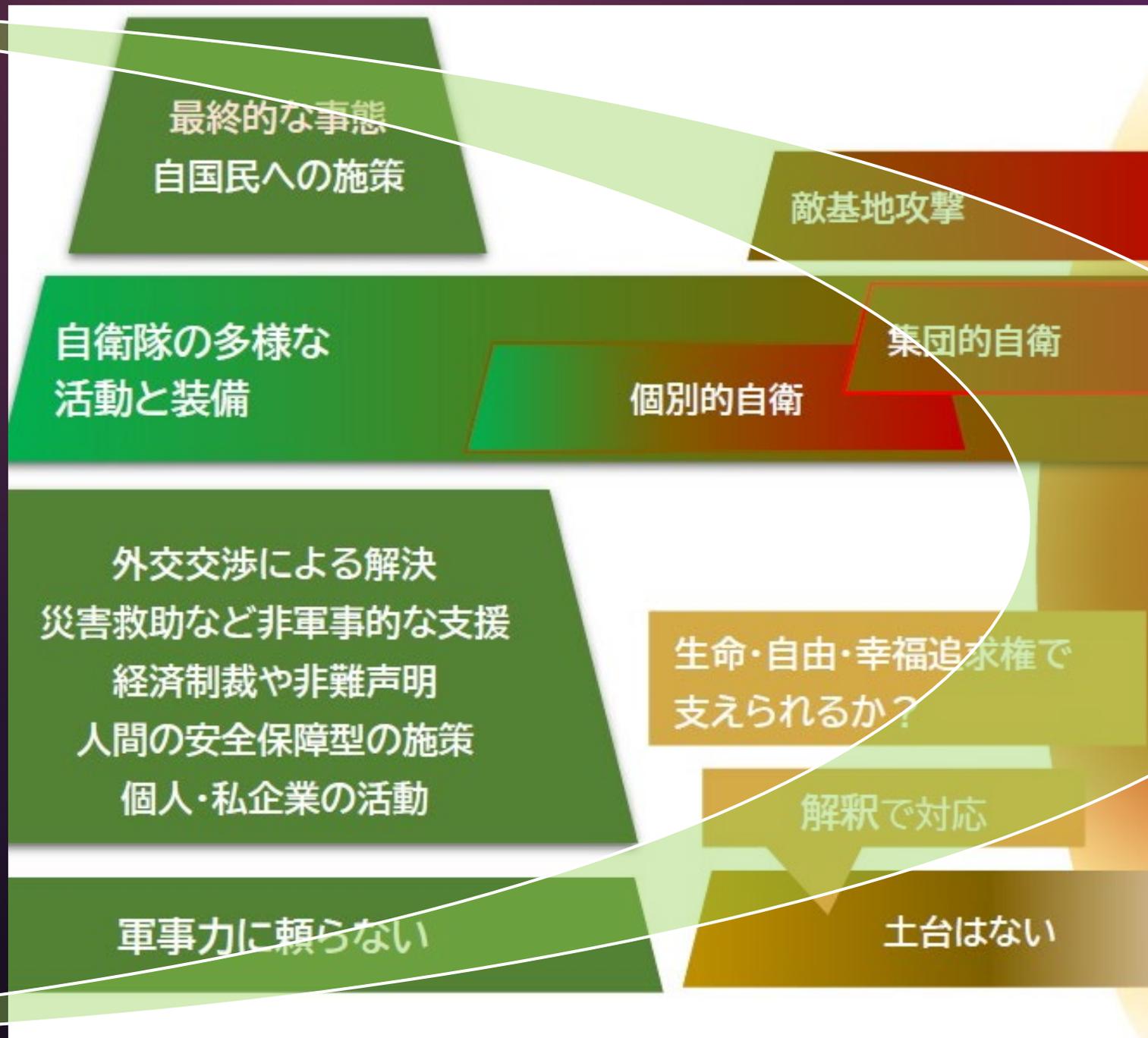
逆向きに戻してはならないベクトル

- 人のために国があるのであって、その逆ではない。
- ⇒人権を守り、実現するために国の制度と装備がある
- ここで守るべき人権の中心は平和的生存権（その他は今回は省略）
- （その守り方は多数あるが）日本は、武力行使・戦争によらないことを選択・宣言した
- ⇒軍事に頼ることは原則、違法
- ⇒どうしても必要な切迫した状況があるのかどうかを常に問わなくてはならない

かなり歩寄った憲法論をとるとしても…

違憲違法の推定という強力なゴムバンド

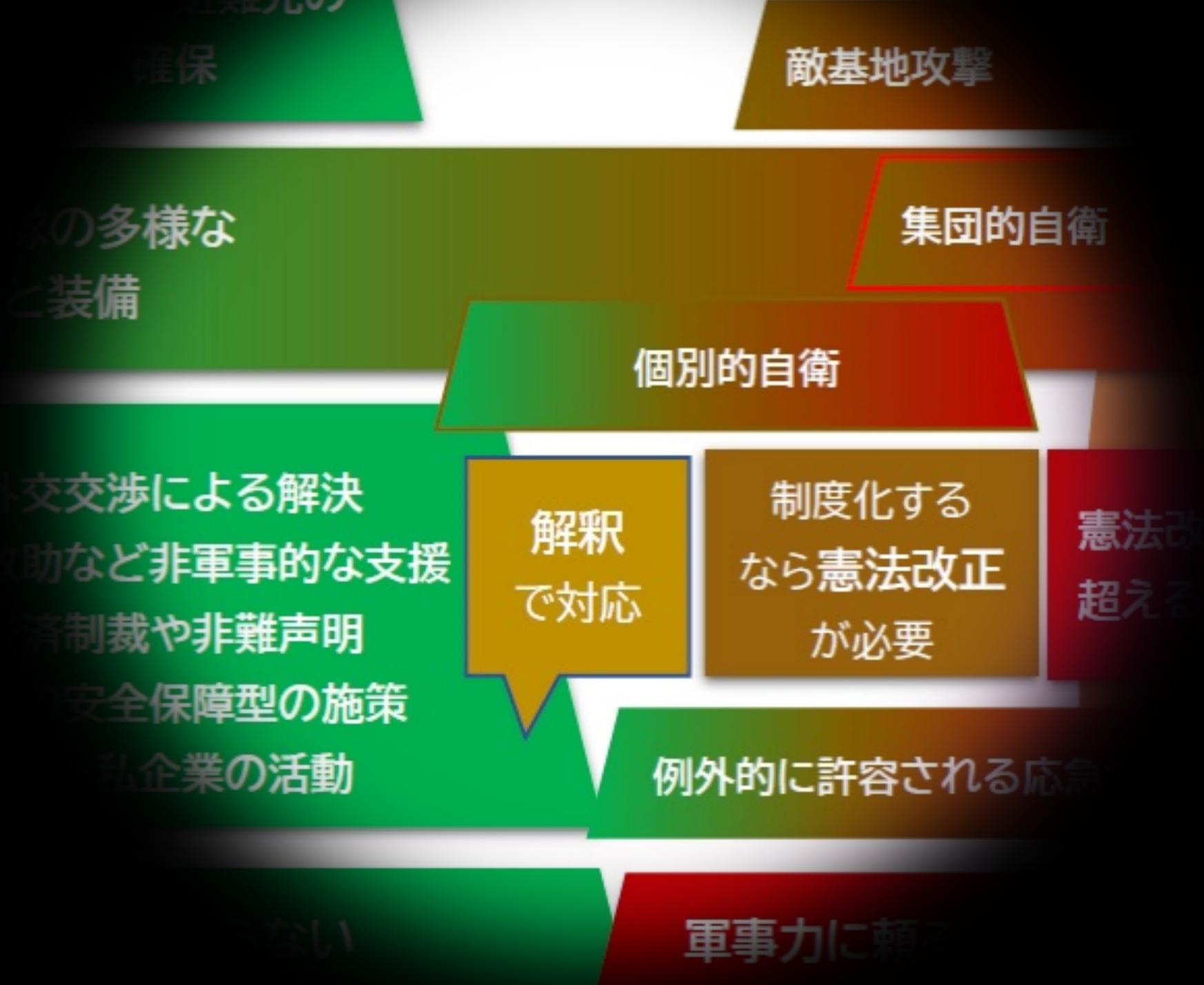
切迫した理由がないなら原則に戻す



原則と例外を 逆転させる しかないなら

憲法改正を
真剣に議論
するしかない

主権者の意志を
置き去りにして
はいけない



敵基地攻撃

集団的自衛

個別的自衛

解釈
で対応

制度化する
なら憲法改正
が必要

憲法改
超える

例外的に許容される応急

軍事力に頼る

確保

の多様な
と装備

外交交渉による解決
助など非軍事的な支援
済制裁や非難声明
安全保障型の施策
私企業の活動

ない

憲法改正も
国際法ルールも
超える領域を
選択することは、

法的には
日本国の放棄
となる

そんなつもりはない、
が結果的にそうなる
ことも視野に

敵基地攻撃

集団的自衛

個別的自衛

生命・自由・幸福追求権で
支えられるか？

解釈で対応

本意はない

完全に
憲法外
国際法上も
違法